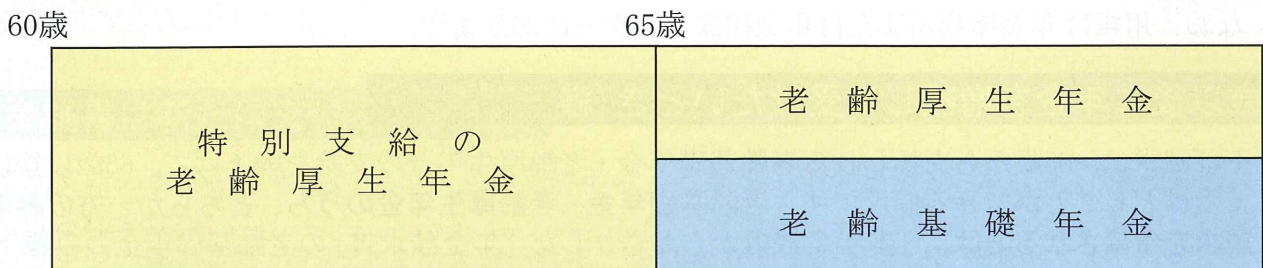


# 特別支給の老齢厚生年金を受けている方・・・ 65歳になると受ける年金が変わります



## 65歳からの年金を受けるには手続きが必要です

サラリーマンであった方など厚生年金保険から特別支給の老齢厚生年金を受けている方は、65歳になると今まで受けていた年金の権利がなくなり、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることとなります。この年金を受けるためには手続きが必要となります。



▲  
手続きが必要です。

## 手続きに必要な請求書は日本年金機構から送られてきます

特別支給の老齢厚生年金を受けている方には、65歳になる誕生月の初め頃（1日生まれの方は前月の初め頃）に、日本年金機構から「年金請求書（国民年金・厚生年金保険 老齢給付）」（ハガキ）（以下「年金請求書」といいます。）と記入方法を説明したリーフレットをお送りします。

## 65歳になる誕生月の末日までに届くようにご提出下さい

「年金請求書」が届きましたら、同封されているリーフレットをお読みいただき、必要事項をご記入のうえ、誕生月の末日（1日生まれの方は前月末日）までに日本年金機構に届くようにご提出ください。（66歳以後に増額された年金の受給を希望される場合は、次頁「66歳以後に年金を増額して受けたいとき（繰下げ請求）」をご参照ください。）

## 提出を忘れると年金が一時保留されます

「年金請求書」が誕生月の末日までに日本年金機構に到着しなかった場合、65歳から受けられる老齢基礎年金・老齢厚生年金を決定することができませんので、年金の支払いが一時保留されます。

この場合、今まで受けていた特別支給の老齢厚生年金を受ける権利が失われたことをお知らせします。

## 他の年金との選択を変更する場合は申出が必要です

2つ以上の年金を受ける権利のある方で、65歳到達により現在受けている年金から支給停止されている年金への選択替えを希望される場合は、「年金受給選択申出書」をご提出ください。

## 「年金請求書」の提出が遅れたとき

「年金請求書」の提出が遅れた場合でも、次の手続きを行うことにより老齢基礎年金・老齢厚生年金が決定され支払われます。

なお、66歳前の場合と66歳を過ぎてしまった場合とでは手続きが異なりますので、ご注意ください。

### ●66歳前の場合

お送りした「年金請求書」を日本年金機構に提出すると、65歳までさかのぼって老齢基礎年金・老齢厚生年金が決定され支払われます。

### ●66歳を過ぎてしまった場合

66歳を過ぎて年金請求するときは、お送りした「年金請求書」で請求することはできません。この場合は、「老齢基礎・厚生年金年金請求書（65歳支給）」をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出いただくことにより、65歳までさかのぼって老齢基礎年金・老齢厚生年金が決定され支払われます。

なお、用紙は年金事務所または年金相談センターにあります。

## 66歳以後に年金を増額して受けたいとき（繰下げ請求）

繰下げ請求は、65歳から支払われる老齢基礎年金・老齢厚生年金の支給を繰下げて、66歳以後に増額して受けとることができる制度です。老齢基礎年金・老齢厚生年金のうち、どちらか一方のみの繰下げ請求を希望される方は、日本年金機構からお送りした「年金請求書」の老齢基礎年金のみ繰下げ希望欄、または、老齢厚生年金のみ繰下げ希望欄に○印を必ず記入してご提出ください。その場合、65歳からは繰下げを希望された年金は繰下げの請求をするまでの間、年金の支払は受けられません。また、老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方を繰下げて、66歳以後に増額して受けとることを希望される場合は、「年金請求書」をご提出いただく必要はありません。

その後、66歳以後に繰下げて受けようとするときには、「老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書」をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください。用紙は年金事務所または年金相談センターにあります。ただし、66歳前に遺族年金または障害年金などの年金を受ける権利のある方は、繰下げ請求できません。（66歳以後の繰下げ期間中に遺族年金など他の年金を受ける権利を得た場合は、それらの権利が発生した時点までの繰下げ請求が認められます。）なお、**支給開始を繰下げた年金は請求を行った月の翌月分から支払われます。70歳到達（誕生日の前日）月を過ぎての繰下げ請求は、70歳到達時点での増額率となるため、70歳到達（誕生日の前日）月より後に請求が行われても、それ以上に年金額が増額されることはなく、請求月以前の年金については支払われませんのでご注意ください。**

### 〈繰下げ請求をしたときの増額率等〉

#### ●昭和16年4月1日以前に生まれた方の老齢基礎年金の増額率

満年齢	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳以上
増額率	0.12	0.26	0.43	0.64	0.88

#### ●昭和16年4月2日以後に生まれた方の老齢基礎年金の増額率

$$\text{増額率} = (\text{65歳到達月から繰下げ申出月の前月までの月数}) \times 0.007$$

#### ●昭和17年4月2日以後に生まれた方の老齢厚生年金の増額分

$$\text{増額分} = (\text{繰下げ対象額} + \text{経過的加算額}) \times \text{増額率}$$

$$\text{繰下げ対象額} = \text{65歳時点での老齢厚生年金の額} \times \text{平均支給率}$$

$$\text{平均支給率} = \text{65歳到達月の翌月から繰下げの申出を行った月までの各月の支給率を計算し、その平均をとったもの}$$

$$\text{支給率} = 1 - \frac{\text{各受給権者の在職支給停止額}}{\text{65歳時点での老齢厚生年金の額}}$$

経過的加算額 = 65歳を境に年金額が下がることのないようにするため、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額と老齢基礎年金の額との差額を、本来支給の老齢厚生年金に加算するもの

増額率 = 65歳到達月から繰下げ申出月の前月までの月数 × 0.007

※昭和12年4月1日以前に生まれた方は、老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ請求ができます。(ただし、老齢厚生年金の繰下げ請求は平成14年3月31日以前に老齢厚生年金の受給権が発生している場合に限りです。)

※昭和12年4月2日～昭和17年4月1日に生まれた方は、老齢基礎年金の繰下げ請求はできますが、老齢厚生年金の繰下げ請求はできません。(ただし、老齢厚生年金の繰下げ請求ができないのは平成19年3月31日以前に老齢厚生年金の受給権が発生している場合に限りです。)

※昭和17年4月2日以後に生まれた方は①老齢基礎年金のみ繰下げ②老齢厚生年金のみ繰下げ③老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方を繰下げの3パターンでの繰下げ請求が可能です。また、③老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方の繰下げを希望された場合、66歳以後、老齢基礎年金と老齢厚生年金を異なる時期に繰下げて請求することも可能です(ただし、老齢厚生年金の繰下げ請求は平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権が発生する場合に限りです)。

## 年金証書は新たに交付されません

特別支給の老齢厚生年金にかわり老齢基礎年金・老齢厚生年金が決定されても、年金証書は新たに交付されません。

いままでの年金証書がそのまま引き継がれることとなりますので大切に保管しておいてください。

なお、決定された内容については、後日「国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書」でお知らせします。

## 配偶者が厚生年金保険から年金を受けている方へのお知らせ

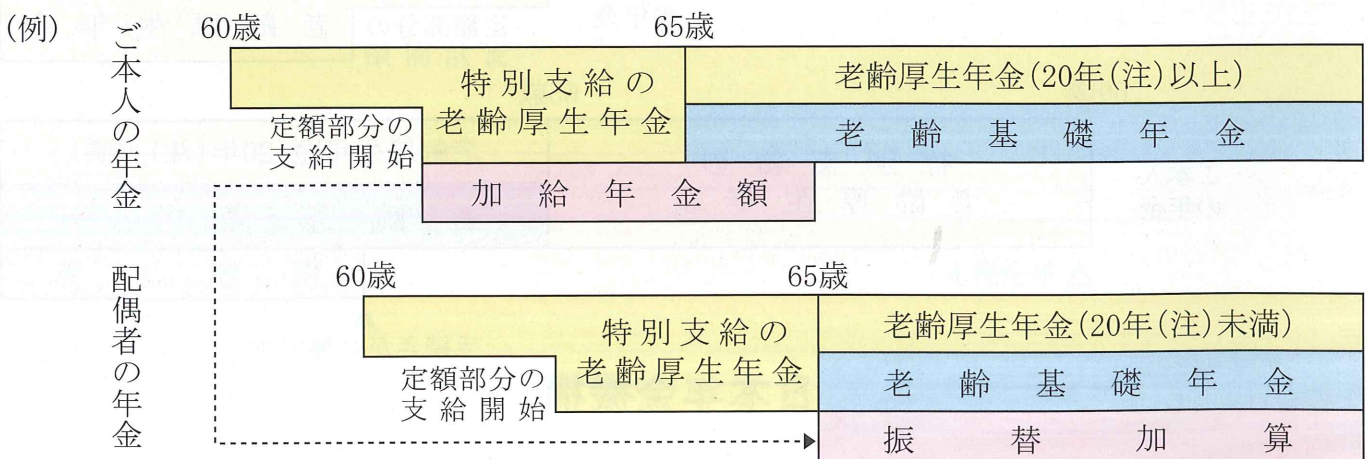
### 老齢基礎年金の振替加算に該当すると… 手続きが必要な場合があります

#### 振替加算とは

老齢厚生年金や障害厚生年金に加算されている加給年金額の対象となっている配偶者が65歳になると、それまで支払われていた加給年金額が打ち切られます。

この加給年金額が配偶者自身の老齢基礎年金に振り替えられて加算されます。これを振替加算といいます。

※振替加算の額は、大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれの方については配偶者加給年金額と同額で、それ以後年齢が若くなるごとに減額されていきます。



## 振替加算の対象者

振替加算の対象となる方は、夫婦ともに大正15年4月2日以後生まれで配偶者が受けている年金の加給年金額の対象となっている方です。

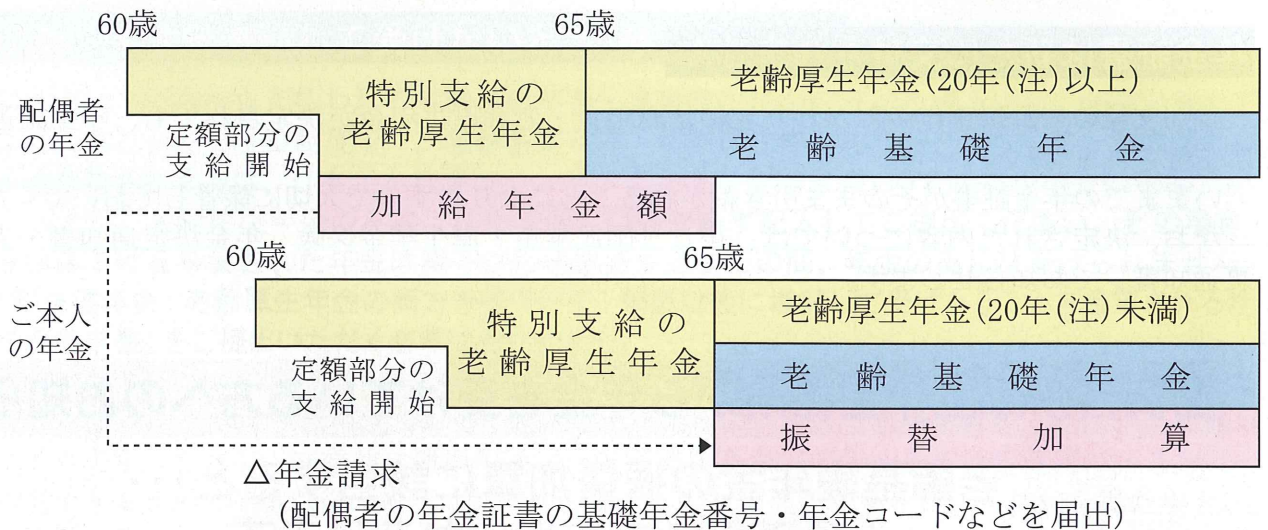
ただし、対象となる方の厚生年金保険または共済組合などの加入期間が20年(注)未満である場合に限りです。

(注) 厚生年金保険の加入期間が40歳(女性・船員・坑内員の場合35歳)以降、生年月日に応じて15年～19年ある場合も含まれます。

## 振替加算の手続きについて

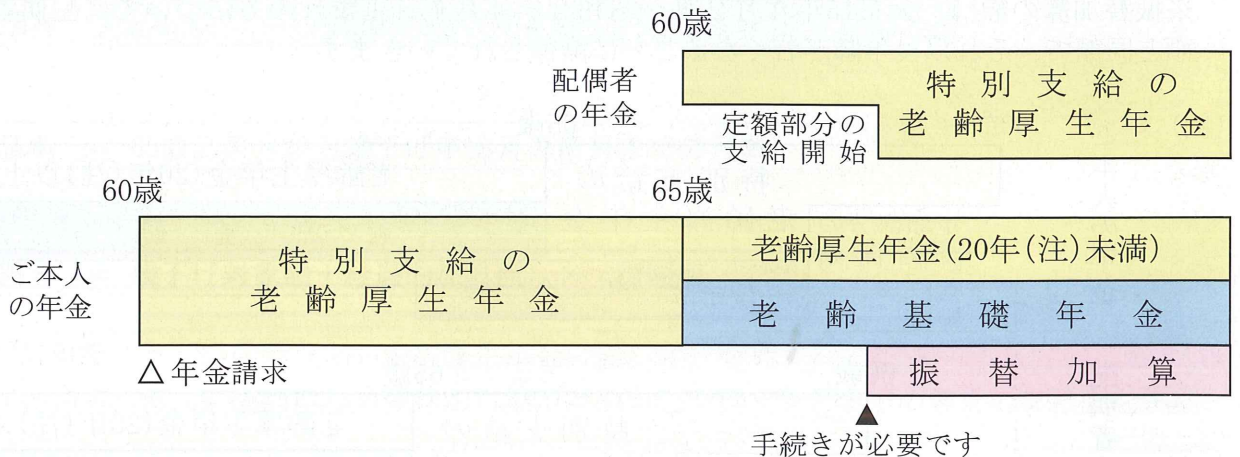
### ●振替加算の手続きが不要な方

特別支給の老齢厚生年金などの請求のとき、「配偶者の年金証書の基礎年金番号・年金コードなど」を届出されている場合には、65歳になると、日本年金機構で振替加算の処理が自動的に行われますので手続きの必要はありません。



### ●振替加算の手続きが必要な方

65歳になった後に、配偶者が厚生年金保険または共済組合などの加入期間が20年(注)以上の老齢(退職)年金または障害年金(1,2級)を受けられるようになった場合や、特別支給の老齢厚生年金などの請求のときに配偶者が年金を受けていなかった場合など、「配偶者の年金証書の基礎年金番号・年金コードなど」を届出されていない場合には、手続きが必要です。「老齢基礎年金額加算開始事由該当届」に必要事項をご記入のうえ、戸籍抄本など必要な書類を添付してお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください。



日本年金機構

平成22年4月